

令和 8 年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務に係る
公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 令和 8 年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）における応募者の提案を透明性、公平性、公正性を確保して審査するため、令和 8 年度「京の食文化ミュージアム・あじわい館」運営委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の業務)

第 2 条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を調査、審議したうえで、当該事業にふさわしい受託候補者を選定する。

- (1) 受託候補者を選定するための審査基準に関すること
- (2) 応募者及び提案書等提出された書類の審査に関すること
- (3) 受託候補者の選定に関すること
- (4) その他事業の推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 審査委員会は、中央卸売市場第一市場次長、同管理課長、同業務課長をもって組織する。

- 2 委員長は中央卸売市場第一市場次長とする。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故等があるときは、その他委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。
- 5 委員の任期は、受託事業者の決定までとする。

(会議)

第 4 条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員全員の出席によって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第 5 条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保したうえで、公正、公平に審査を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第 6 条 委員は、審査の過程において知り得た情報を漏洩、公開してはならない。また、審査委員会に出席した委員以外の者も同様とする。

(事務局)

第 7 条 審査委員会の事務局は、中央卸売市場第一市場に置く。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長と事務局が協議のうえ、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 2 月 27 日から施行する。
- 2 この要綱は、受託候補者の決定に伴い、その効力を失う。